

那須烏山市緑化推進委員会緑化活動推進事業実施要綱

1. 趣旨及び目的 この事業は、市内の緑化、森林・緑の果たしている重要性を普及啓発するとともに、緑に親しみ健全で豊かな心を育む環境づくりを進め、快適で住みよい緑豊かなふるさとづくりに寄与する活動に助成することを目的とする。
2. 事業主体 那須烏山市緑化推進委員会（以下「委員会」と称する）が実施する。
3. 補助対象者 市内にある行政機関、各種団体、企業、行政区、自治会及び育成会で、事業を適切に遂行できると認められる団体。
4. 事業期間 委員会の事業年度（4月～3月）とする。
5. 補助対象の内容 市内における緑づくり推進事業を対象とする。
 - ① 植栽・苗木配布会の実施
 - ② 市民緑化活動への支援事業
 - ③ 名木・古木保存事業
 - ④ 緑づくり普及啓発事業
 - ⑤ その他緑化事業
6. 事業対象経費 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

項 目	区 分	摘 要
一般推進費	原 材 料 ・ 消 耗 品 等	種子、苗、苗木、樹木、肥料、土、植木鉢、プランター、ジョウロ、スコップ、鋤、鍬、軍手、長靴等 (食料費は対象外)
工事費	工 事 費	緑化に関する直営工事等（植栽などの人件費）
備品購入費	備 品 代	一輪車等

2 但し、備品購入費は助成金の4割以内とする。

7. 助成金額 上記6に定める実費額の合計とし、上限10万円とする。
8. 助成金の交付 会長は、助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る助成金を交付すべきと認めるときは、速やかに助成金等の交付の決定をするものとする。

- 2 会長は、申請者が助成金等を他の用途への使用をし、交付決定の内容又はこれに反したときは、助成金の交付の決定全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 会長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

9. 実績報告 申請者は、事業が完了したときは、助成事業等の実績報告書に写真及び工事を実施した場合は工事完了報告書を添付して、速やかに提出しなければならない。
10. 事業の変更 助成金交付決定後、事業費の2割以上の増減を生じたときまたは事業を中止するときは、速やかに変更届出書を市緑推に提出しなければならない。
11. 雑 則 助成金の交付申請、工事完了報告書の様式は別紙様式1,2,3,4のとおりとする。
12. 附 則 この要綱は平成18年4月11日から施行する。
この要綱は平成24年11月1日から施行する。